

# Microsoft 365 from NTTドコモビジネス利用規約【現改比較表】 2026年4月1日現在

～2026年5月3日

2026年5月4日～

## 第1表 月額料金

### 1. 適用

ア 本サービスに係る月額料金は、1の契約番号毎に各プランのID数に応じて計算します。

イ 各プランの価格の有効期間は、当社が本サービスの提供を開始した日から起算して1年とします。有効期間が満了する日の翌日（以下、「有効期間更新日」といいます。）以降は、当該有効期間更新日に適用される価格が1年間適用されるものとし、以後も有効期間更新日に価格が改定されるものとします。

ウ 各月の支払を要する月額料金は、その月の末日時点のID数を元に計算されます。但し、有効期間更新日が2日以降の場合、その有効期間更新日を含む月の月額料金は、有効期間が満了する日のID数を元に計算されます。

エ 有効期間途中でID数の減少又は解約をする場合、有効期間が満了する日を含む月を1ヶ月目として計算し、遡って変更日又は解約日を含む月までの月数を数えた契約残余月数（但し、その月数は12ヶ月を超えないものとします。）に相当する料金を請求します。

オ 契約期間中、一部プランにおいては上位プランへの変更（以下「アップグレード」といいます。）が可能です。ご契約中のプランについてアップグレードが適用された月から、アップグレード後の月額料金（新規のお申込み時に適用される料金）が適用されるものとします（アップグレードに伴う違約金は発生しません。）。なお、アップグレードをした場合であっても、契約更新日はアップグレード前の契約更新日から変更しないものとします。

カ アップグレードのお申込については、本規約第10条（本サービスの契約お申込の承諾）に従うものとします。ただし、マイクロソフト社の提示する条件に基づくため、お申込を承諾できない場合があります。なお、お申し込み後であっても前述の理由により開通がなされない場合も同様とします。これによる責任は当社は負わないものとします。契約者はこれに伴い生じる費用については自己の負担とします。

以上

## 第1表 月額料金

### 1. 適用

ア 本サービスに係る月額料金は、1の契約番号毎に各プランのID数に応じて計算します。

イ 各プランの価格の有効期間は、当社が本サービスの提供を開始した日から起算して1年とします。有効期間が満了する日の翌日（以下、「有効期間更新日」といいます。）以降は、当該有効期間更新日に適用される価格が1年間適用されるものとし、以後も有効期間更新日に価格が改定されるものとします。

ウ 各月の支払を要する月額料金は、その月の末日時点のID数を元に計算されます。但し、有効期間更新日が2日以降の場合、その有効期間更新日を含む月の月額料金は、有効期間が満了する日のID数を元に計算されます。

エ 有効期間途中でID数の減少又は解約をする場合、有効期間が満了する日を含む月を1ヶ月目として計算し、遡って変更日又は解約日を含む月までの月数を数えた契約残余月数（但し、その月数は12ヶ月を超えないものとします。）に相当する料金を請求します。

オ 契約期間中、一部プランにおいては上位プランへの変更（以下「アップグレード」といいます。）が可能です。ご契約中のプランについてアップグレードが適用された月から、アップグレード後の月額料金（新規のお申込み時に適用される料金）が適用されるものとします（アップグレードに伴う違約金は発生しません。）。なお、アップグレードをした場合であっても、契約更新日はアップグレード前の契約更新日から変更しないものとします。

カ アップグレードのお申込については、本規約第10条（本サービスの契約お申込の承諾）に従うものとします。ただし、マイクロソフト社の提示する条件に基づくため、お申込を承諾できない場合があります。なお、お申し込み後であっても前述の理由により開通がなされない場合も同様とします。これによる責任は当社は負わないものとします。契約者はこれに伴い生じる費用については自己の負担とします。

[キ 3. 提供プラン一覧表の「表1. 新プログラムのMicrosoft 365プラン」にはマイクロソフト社の提供するExtended Service Termsの機能は含まれないものとします。](#)

(略)

[附 則 \(2026年3月27日 CAS 2サ000400017489-01号\)](#)

[\(実施期日\)](#)

[1 この改正規定は、2025年5月4日から実施します。](#)

[\(経過措置\)](#)

[2 この改正規定実施前に支払い又は支払わねばならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。](#)

[3 この改正規定実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。](#)

以上